

機関要件の確認事務に関する指針 (2025 年度版)

令和 7 年 3 月 3 1 日



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

高等教育局学生支援課高等教育修学支援室

Ⅲ 機関要件の確認用チェックリスト

以下のチェックリスト（審査基準）に基づき、申請書及び添付書類を審査し、全ての項目に該当する場合、機関要件を満たした大学等として確認を行う。

※ ただし、一部の項目については、特定の学校種や法人類型のみチェックが必要となるものがあることに注意すること。

※ 更新確認申請書の提出についても、本チェックリストに準じて、申請書及び添付書類をチェックすることとする。

その際、確認大学等が、確認要件を満たさなくなったとしても、

(1) やむを得ない事由がある場合であって、

(2) 速やかに確認要件を再び満たすと見込まれる場合

には、当該事情を考慮して、確認要件を再び満たすまで、確認大学等に係る確認の取消しを猶予することもあり得ることに留意が必要である。（「Ⅴ 確認の取消し」を参照。）

【審査チェックリスト】

○ 様式第1号（総括表・添付書類）

☒ 申請の日付、申請者に関する情報（大学等の名称、大学等の種類、大学等の所在地など）の全ての項目について記載があるか。

☒ 「以下の事項を必ず確認の上、全ての□にレ点（☒）を付けて下さい。」の全てのチェックボックスにチェックが付されているか。

☒ 各様式の担当者名・連絡先が記載されているか。

☒ （添付書類）全ての添付書類が提出されているか。ただし、(2)の機関要件については、設置者の法人類型に応じて、①又は②のいずれかのみが提出されることに注意すること。

☐ **《私立学校のみ》**（添付書類）「経営要件を満たすことを示す資料」において、Ⅰ～Ⅱの表の全ての欄に数値が記載されているか。なお、

・ 学校法人以外の設置者の場合は、Ⅰの「経常収入(A)」及び「経常支出(B)」が記載されないこと

・ 新設校の場合は、その設置年度に応じて、Ⅰ及びⅡの一部の年度が記載されないことに注意すること。

☒ **《私立学校のみ》**（添付書類）

・ 申請者が学校法人の場合は「事業活動収支計算書」及び「貸借対照表」が添付されているか。

・ 申請者が学校法人以外の場合は「損益計算書」及び「貸借対照表」が添付されているか。

☒ （添付書類）「確認申請を行う年度において設置している学部等（学科）の一覧」において、全ての学部（課程）・学科・認定専攻科が記載されているか。また、募集停止や完成年度到達前の学部等である場合は、その旨が記載されているか。併せて、「学生募集停止した学部等であって、修業年限を超えて在籍する学生等のみが在籍する学部等」など、支援対象者が在籍できない学部等については、その旨が付記されているか。

○ **様式第2号の1【(I)実務経験のある教員等による授業科目の配置】(形式)**

- ☑ 「1. 実務経験のある教員等による授業科目の数」の表において、添付書類の「確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧」と照合して、適切な「学部名(課程名)」及び「学科名」の記載があるか。また、夜間・通信制の学部・学科の場合、「夜」又は「通信」に「○」印が付されているか。
- ☑ 「実務経験のある教員等による授業科目の単位数(又は授業時数)」及び「省令で定める基準単位数(又は授業時数)」の数値が記載されているか。
- 「配置困難」の欄に「※」印が付されている学部(課程)・学科については、「3. 要件を満たすことが困難である学部等(学科)」の表に、困難である理由が記載されているか。
- ☑ 「2. 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表の公表方法」が記載されているか。
- ☑ (添付書類)「実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数等の基準数相当分》」において、学部等ごとに「実務経験のある教員等による授業科目」の単位数(又は授業時数)の合計数が明示されているか。

様式第2号の1【(I)実務経験のある教員等による授業科目の配置】(内容)

- ☑ 「1. 実務経験のある教員等による授業科目の数」の表において、全ての学部(課程)・学科等について、申請書の「実務経験のある教員等による授業科目の単位数(又は授業時数)」の数値と、添付書類の「実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数等の基準数相当分》」に記載された単位数(又は授業時数)の合計数を比較して、申請書の数値が添付書類の数値以上となっているか。
- ☑ 全ての学部(課程)・学科等について、「省令で定める基準単位数(又は授業時数)」の数値が、別添資料2に基づき適切に記載されているか。
- ☑ 全ての学部(課程)・学科等について、「実務経験のある教員等による授業科目の単位数(又は授業時数)」の数値(α)が、「省令で定める基準単位数(又は授業時数)」の数値(β)以上であるか($\alpha \geq \beta$ であれば可)。
- ☑ (添付書類)授業計画(シラバス)において「実務経験のある教員等による授業科目」であることが記載されているか。
- ☑ 「2. 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表の公表方法」の欄に、ホームページアドレスが記載されている場合は、当該ホームページに、当該年度の「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表が掲載されているか。
- 「1. 実務経験のある教員等による授業科目の数」の表の「配置困難」の欄に「※」印が付されている学部等について、「3. 要件を満たすことが困難である学部等」の表に、学問分野の特性等により要件を満たすことが困難であることの合理的な理由が記載されているか。

○ **様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】(形式)**

- ☒ 全ての項目について記載があるか。
- ☒ (添付書類)「理事名簿」において、どの理事が学外者であるか明示されているか。

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】(内容)

- ☒ 「1. 理事(役員)名簿の公表方法」の欄に、ホームページアドレスが記載されている場合は、当該ホームページにおいて、理事名簿(全員の氏名が記載されているものに限る。)が掲載されているか。
- ☒ 「2. 学外者である理事の一覧表」に、2名以上分の記載があるか。

○ **様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】(形式)**

- ☐ 全ての項目について記載があるか。
- ☐ (添付書類)「構成員名簿」において、どの構成員が外部人材であるか明示されているか。

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】(内容)

- ☐ 「1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織」について、「役割」の欄に、当該組織の審議事項や意見の活用方法に関する記載があるか。
- ☐ (添付書類) 外部の意見を反映する組織に関する規程において、以下の事項が定められているか。
 - ・審議事項(教育課程、学生の進路指導、学校評価など)
 - ・構成員の定数(複数であることが必要)
 - ・構成員の選任(学校長又は理事長が選任を行うことが必要)
- ☐ 「2. 外部人材である構成員の一覧表」の欄に、2名以上分の記載があるか。

○ **様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】(形式)**

- ☒ 全ての項目について記載があるか。
- ☒ (添付書類) 全ての学部等について、「客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料」(様式自由)が添付されているか。

様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】(内容)

- ☒ 各項目の概要について、記載要領で示した内容の記載があるか。
- ☒ 「1.」「3.」「4.」の各項目の「公表方法」の欄に、ホームページアドレスが記載されている場合は、当該ホームページにおいて、それぞれ、確認申請年度の授業計画(シラバス)・客観的指標(GPA等)・卒業認定方針が掲載されているか。
- ☒ (添付書類) 授業計画(シラバス)において、以下の事項について記載があるか。
 - ・授業の方法(講義、演習、実験、実習、実技等の別)
 - ・授業の内容(授業科目の概要)
 - ・年間の授業の計画(授業の回数やスケジュール)
 - ・到達目標
 - ・成績評価の方法・基準
- ☒ (添付書類)「客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料」において、下位4分の1の範囲を判別できるか。

○ **様式第2号の4【(4)財務・経営情報の公表】(形式)**

- ☑ 「1. 財務諸表等」について、設置者の法人類型ごとに作成すべき書類の公表方法が記載されているか。(法人類型ごとに公表を要する書類については、別添資料1参照)
- ☑ 「2.」以降の全ての項目について記載があるか。ただし、任意記載事項については、記載されていなくても差し支えない。

様式第2号の4【(4)財務・経営情報の公表】(内容)

- ☑ 「1. 財務諸表等」の「公表方法」の欄に、ホームページアドレスが記載されている場合は、当該ホームページに、前事業年度に係る財務諸表等が掲載されているか。
- ☑ 「教育活動に係る情報」について、記載された数値や内容に明らかな誤りがないか。
- ☑ 《**専門学校のみ**》「教育活動に係る情報」のうち、「①学科等の情報」について、学科等ごとに表が作成されているか。
- ☑ 《**専門学校のみ**》「b) 学校評価」の表の「学校関係者評価の基本方針」の欄に、以下の事項が記載されているか。
 - ・主な評価項目（教育課程、進路指導など）
 - ・評価委員会の構成（委員の定数、委員の選出区分（企業・保護者・卒業生など（当該学校の職員は委員になれないことに注意すること））
 - ・評価結果の活用方法（評価結果を踏まえた改善方策の実施時期や責任者など）
- ☑ 《**専門学校のみ**》「b) 学校評価」の表の「学校関係者評価の委員」の「種別」の欄に、学校職員以外の区分（企業・保護者・卒業生など）が記載されているか。
- ☑ 《**専門学校のみ**》「学校関係者評価結果の公表方法」の欄に、ホームページアドレスが記載されている場合は、当該ホームページにおいて、最新の評価結果が掲載されているか。

○ 添付書類【(5) 設置者の財務状況・大学等の収容定員充足率】

☑ 《私立学校のみ》(添付書類)「経営要件を満たすことを示す資料」のⅠ～Ⅱの表の数値について、付属書類や補足資料と照合した結果、以下のとおりとなるか。

- ・Ⅰ. ①(経常収支差額)の数値については、付属書類の「事業活動収支計算書(又は損益計算書)」で示された金額と一致するか。
- ・Ⅰ. ②(運用資産－外部負債)の数値については、「運用資産」及び「外部負債」の金額が、付属書類の「貸借対照表」及び補足資料の「運用資産又は外部負債として計上した勘定科目一覧」で示された金額の合計額と一致するか。また、運用資産と外部負債の「差額」が正確に算出されているか。
- ・Ⅱ.(収容定員充足率)の数値(収容定員、在学生等の数、収容定員充足率)については、様式第2号の4の(3)④の数値と一致するか。また、収容定員充足率が正確に算出されているか。

☑ 《私立学校のみ》(添付書類)「経営要件を満たすことを示す資料」のⅠ～Ⅱの表の数値について、下記に該当しないか確認すること。

下記の1.又は2.のいずれかに該当する場合、対象機関とはしない。

1. 収支差額や外部負債の超過に関する要件

下記①・②のいずれにも該当すること。

- ・Ⅰ. ①:「差額(A)－(B)」の数値が、全ての年度でマイナス
- ・Ⅰ. ②:「差額(C)－(D)」の数値が、マイナス

2. 収容定員に関する要件

(大学・短期大学・高等専門学校の場合)

- ・Ⅱ.「収容定員充足率(F)/(E)」の数値が、全ての年度で8割未満

但し、Ⅱ.直近の「収容定員充足率(F)/(E)」の数値が5割未満に該当しない場合であって、直近の「進学・就職率」の数値が9割を超える場合は、確認取消を猶予する。

(上記を満たさない場合)地域の経済社会において重要な役割を担う専門的な知識又は技術を有する人材の養成を行うものとして文部科学大臣が認める場合は、確認取消を猶予する。

(専門学校の場合)

- ・Ⅱ.直近の「収容定員充足率(F)/(E)」の数値が、全ての年度で5割未満

但し、地域の経済社会にとって重要な専門人材の育成に貢献していると設置認可権者である都道府県知事等が認める場合は、確認取消を猶予する。